

# 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則 等 について

化学物質管理に関する説明会  
令和6年5月23日、6月5日、6月13日  
滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

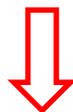
- 1 新たな化学物質管理制度下における  
有機溶剤、特定化学物質、鉛等の位置付け
- 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則等・  
鉛中毒予防規則  
(令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

# 1 新たな化学物質管理制度下における 有機溶剤、特定化学物質、鉛等の位置付け

## (1)労働安全衛生関係法令の法体系

基本的な労働衛生上の措置を規定（一般的に具体的な措置や条件は政令や省令で規定されている。）。

【例】安衛法第14条  
一定の危険有害作業を行う場合は、作業主任者を選任する。



**労働安全衛生法**  
(法令・安衛法)

**労働安全衛生法施行令**  
(政令・安衛令)

【例】安衛令第6条  
有機溶剤、特定化学物質、鉛を取り扱う作業等が  
作業主任者の選任義務対象

**労働安全衛生規則**  
(省令・安衛則)

**有機溶剤中毒予防規則**  
(省令・有機則)

【例】有機則第19条・有機溶剤作業主任者の選任  
有機則第19条の2・有機溶剤作業主任者の職務

**特定化学物質障害予防規則**  
(省令・特化則)

【例】特化則第27条・特化物作業主任者の選任  
特化則第28条・特化物作業主任者の職務

**鉛中毒予防規則**  
(省令・鉛則)

【例】鉛則第33条・鉛作業主任者の選任  
鉛則第34条・鉛作業主任者の職務

# 1 新たな化学物質管理制度下における 有機溶剤、特定化学物質、鉛等の位置付け

(2) 令和5年4月1日、令和6年4月1日の労働安全衛生法改正による影響

特別規則対象物  
(有機溶剤、特定化学物質等)

リスクアセスメント対象物



今後、対象物が拡大される予定

従来からの特別規則は引き続き適用され、更に、今回のリスクアセスメント関連の改正法令も適用される。

※リスクアセスメント・リスク低減措置の検討に当たっては、特別規則で定められた措置をクリアする必要があることに注意。

※特別規則の一部は、今回法改正が行われている。

今回のリスクアセスメント関連の改正法令が適用される。

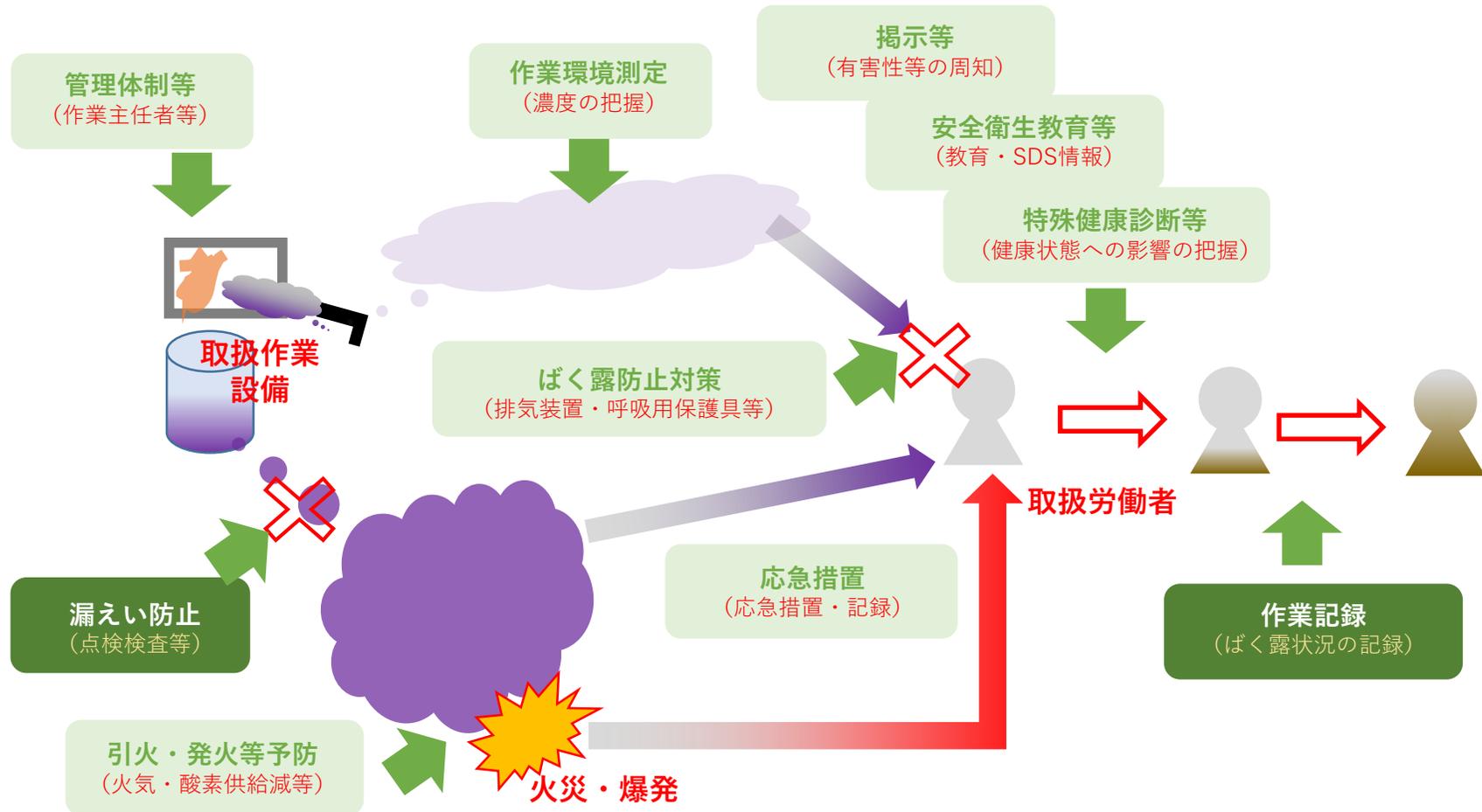
## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### (1) 化学物質の有害性（急性・遅発性）について



## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### (2)化学物質による労働災害・健康障害防止について



## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

(3) 特別規則で規定されている化学物質健康障害防止措置の主な項目

### 共通

#### ◇ばく露防止対策

##### 設備的な対策

有害物発散源の密閉設備

局所排気装置

プッシュプル型換気装置

全体換気装置

#### 保護具

呼吸用保護具

作業主任者

掲示による周知

作業環境測定

健康診断等

### 鉛・特定化学物質

休憩室・洗浄設備

#### ◇物質毎個別の規定（特定化学物質）

特別管理物質

溶接ヒューム

特別有機溶剤等

特定化学設備

# 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

## ◇ばく露防止対策（有機溶剤）

区分	設備的な対策	呼吸用保護具	
屋内での有機溶剤業務	<p>第1種有機溶剤等</p>	<p>法的義務なし                      ※但し、以下の場合は義務あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備的な対策が適用除外となる各種規定が適用される場合</li> <li>作業環境測定で第3管理区分となった場合の応急的措置</li> </ul> <p>※また、リスクアセスメント結果を踏まえ、必要に応じてリスク低減措置として選択する。</p>	
	<p>第2種有機溶剤等</p>		<p>以下の何れか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発散源の密閉設備</li> <li>局所排気装置</li> <li>プッシュプル型換気装置</li> </ul>
	<p>第3種有機溶剤等</p>		<p>吹付け</p> <p>タンク等の内部 (通風が不十分な屋内作業場)</p> <p>上以外</p>
屋外での有機溶剤業務等	<p>上に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体換気装置も可能</li> </ul>	<p>法的義務なし                      ※但し、リスクアセスメント結果を踏まえ、必要に応じてリスク低減措置として選択する。</p>	

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇ばく露防止対策（特定化学物質）

区分			
第1類物質	容器・反応槽等出し入れ		
	ベリリウム等加工		
第2類物質	特定第2類物質	特定第2類・オーラミン等	製造
	オーラミン等		計量等
	管理第2類物質	特定第2類・管理第2類	屋内発散
		溶接ヒューム	
	特別有機溶剤等	屋内での有機溶剤業務	
第3類物質			

設備的な対策		
密閉設備	局所排気装置	プッシュプル
○	囲い式	○
○	○	○
○		
○	密閉著しく困難な場合は可	
○（著しく困難な場合は全体換気装置可）		
全体換気装置		
○（有機則を準用）		

### 呼吸用保護具

法的義務なし  
 ※但し、以下の場合には義務あり

- 作業環境測定で第1管理区分となり、監督署長許可を受けた場合
- 作業環境測定で第3管理区分となった場合の応急的措置

※また、リスクアセスメント結果を踏まえ、必要に応じてリスク低減措置として選択する。

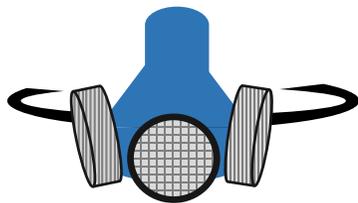
濃度に応じた呼吸用保護具

法的義務なし  
 ※但し、リスクアセスメント結果を踏まえ、必要に応じてリスク低減措置として選択する。

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇ばく露防止対策（溶接ヒューム）

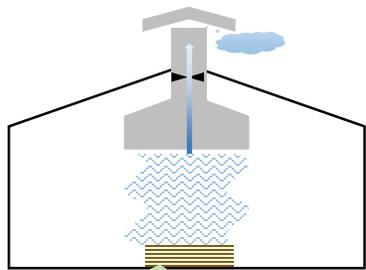
●屋内・屋外作業（共通）



有効な呼吸用保護具の使用



●屋内作業場で行う場合



(※)動力により  
全体換気  
を行う装置

全体換気装置(※)による換気  
(又は同等以上の措置)

●金属アーク溶接等作業を  
継続して屋内作業場で行う場合

①溶接ヒュームの濃度の測定

測定の結果がマンガンとして  
 $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上等の場合

左記以外の場合

②換気装置の風量の増加等

③再度、溶接ヒュームの濃度の測定

④測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を  
選択し、労働者に使用させる

⑤（面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合）  
1年以内ごと1回、フィットテストの実施

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇ばく露防止対策（溶接ヒューム）

④測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる

【例】

測定の結果得られたマンガン濃度の最大値が0.55mg/m<sup>3</sup>の場合

$$\frac{0.55}{0.05} = 11 \quad \leftarrow \text{要求防護係数}$$

この場合、使い捨て式や半面型面体の取替え式防じんマスクの選択は不可。全面型面体の取替え式防塵マスク（規格はRS2又はRL2以上）や電動ファン付き呼吸用保護具を選択する必要がある。

#### ④呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第2条）

- ① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求防護係数**」を算定します。

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$

- ② 「**要求防護係数**」を上回る「**指定防護係数**」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類				指定防護係数	
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50	
			RS2又はRL2	14	
			RS1又はRL1	4	
	半面形面体	半面形面体	RS3又はRL3	10	
			RS2又はRL2	10	
			RS1又はRL1	4	
	使い捨て式	使い捨て式	DS3又はDL3	10	
			DS2又はDL2	10	
			DS1又はDL1	4	
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000	
		A級	PS2又はPL2		
		A級又はB級	PS1又はPL1		
	半面形面体	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
			A級	PS2又はPL2	33
			A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
			A級		20
			S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級、A級又はB級	PS1又はPL1	11	

(注) RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分、S級、A級およびB級、PS1、PS2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを製造者が証明する特定の型式については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇ばく露防止対策（特別有機溶剤等）

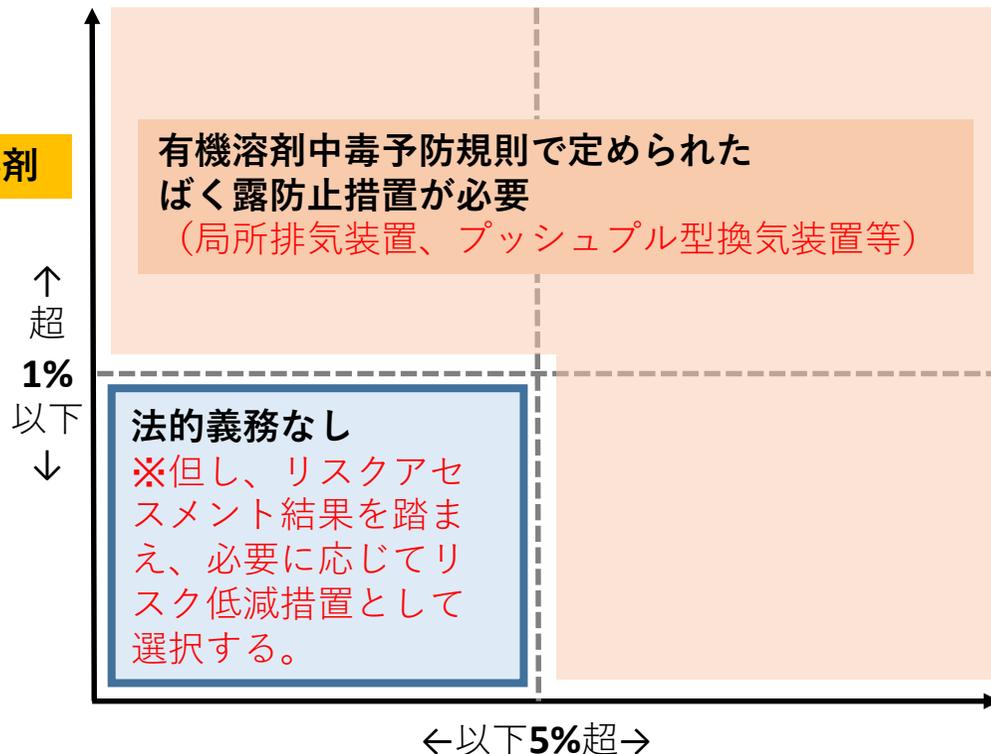
法的な位置付けは「特定化学物質」の一部であるが、  
有機溶剤中毒予防規則が一部準用される等する物質

クロロホルム  
四塩化炭素  
1,4-ジオキサン  
1,2-ジクロロエタン  
ジクロロメタン  
スチレン  
1,1,2,2-テトラクロロエタン  
テトラクロロエチレン  
トリクロロエチレン  
メチルイソブチルケトン

屋内作業場等  
において行う  
有機溶剤業務  
が法規制の対象

特別有機溶剤

ばく露防止措置が必要な含有率



特別有機溶剤



有機溶剤

12

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇ばく露防止対策（鉛）

鉛業務（一部） ※特殊健康診断の結果報告から実施事業場数が特に多いものを抽出		密閉設備	局所排気装置	プッシュプル型換気装置	全体換気装置
はんだ付け	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付け（屋内）		○	○	○
鉛化合物の製造	熔融・鋳造・煅焼・焼成（屋内）		○	○	
	空冷のための攪拌（屋内）	○	○	○	
	粉碎・混合・ふるい分け・練粉（屋内・湿式以外）	○	○	○	
	ホッパー、容器等への出し入れ（屋内・湿式以外）		○	○	
含鉛塗料等の製造	熔融・鋳込（屋内）		○	○	
	粉碎・混合・ふるい分け・練粉（屋内・湿式以外）	○	○	○	
	※粉碎を行う作業場所をそれ以外の業務を行う屋内の作業場所から隔離				

以上の設備に加えて、浮さを入れるための容器の備え付け、除じん装置等の用後処理装置の設置が必要な場合がある。

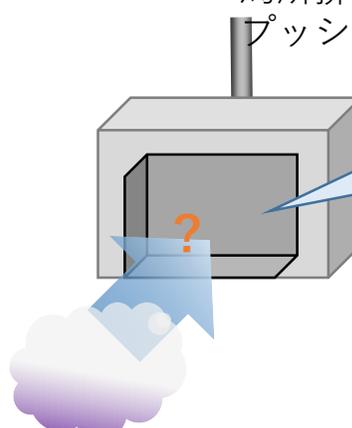
## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇ばく露防止対策の適正な管理

#### ばく露防止対策

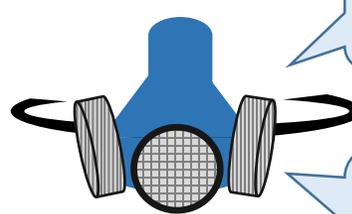
局所排気装置、  
プッシュプル型換気装置 等

必要な性能が  
維持されているか？



作業主任者  
(有機溶剤・特定化学物質・鉛)

労働者が確実に使用しているか？



吸収缶は破過時間を  
超えていないか？

呼吸用保護具 等

#### 定期自主検査

事業者・検査担当者  
(作業主任者でも可能)

装置の各箇所の点検に加えて、  
吸気及び排気的能力を確認する。

#### 作業主任者職務

局所排気装置等を1ヶ月以内毎に1  
回点検する(鉛は毎週1回以上)。

保護具の使用状況を監視する。

#### 保護具着用管理責任者職務

保護具の適正な使用を確認する。

保護具の保守管理等を行う。

保護具着用管理責任者

詳細は、  
次の「新たな化学物質管理制度について」  
で説明いたします。

異常を認めたと  
きは、原因を究  
明したうえで、  
直ちに補修を行  
うこと。

必要に応じて新  
たな吸収缶への  
交換等

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇作業主任者

区分		作業主任者種別	作業主任者資格
有機溶剤	屋内作業場等 有機溶剤業務	有機溶剤 作業主任者	有機溶剤 作業主任者 技能講習
特定化学物質	特別有機溶剤等	特定化学物質 作業主任者	特定化学物質 作業主任者 技能講習
	溶接ヒューム（屋内・屋外）		
	上記以外の特定化学物質		
鉛	鉛業務 (選任を要する 業務)	鉛作業主任者	鉛作業主任者 技能講習

注意

アーク溶接限定  
技能講習でも可能

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇作業主任者の職務

#### 有機溶剤作業主任者

1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、有機則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

#### 特定化学物質主任者

1. 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、廃液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、特化則第38条の8において準用する有機則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

#### 鉛作業主任者

1. 鉛作業に従事する労働者の進退ができるだけ鉛等又は焼結鉍等により汚染されないように労働者を指揮すること。
2. 鉛業務に従事する労働者の身体が鉛又は焼結鉍等により著しく汚染されたことを発見したときは、速やかに、汚染を除去させること。
3. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒及び除じん装置を毎週1回以上点検すること。
4. 保護具の使用状況を監視すること。
5. 令別表第4第9号に掲げる鉛業務に労働者が従事するときは、第42条第1項各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇啓示による周知

【有機則第24条】 屋内作業場等で**有機溶剤業務**に労働者を従事させるときは、  
【特化則第38条の3】 **特定化学物質**を製造し、又は取り扱う作業場には、  
【鉛則第51条の2】 **鉛業務**に労働者を従事させるときは、

令和5年4月1日～  
労働者以外の者も  
含めて見やすい箇  
所に掲示する必要

法定事項を「見やすい場所に掲示しなければならない。」

#### 有機溶剤業務

1. 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
2. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
3. 有機溶剤による中毒が発生した時の応急処置
4. (法定の場所における) 有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具

#### 特定化学物質

1. 特定化学物質の名称
2. 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
3. 特定化学物質の取扱い上の注意事項
4. 特別管理物質を製造・取扱う作業場で使用すべき保護具
5. (上記4以外の法定の場所における) 有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

#### 鉛業務

1. 鉛業務を行う作業場である旨
2. 鉛により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
3. 鉛等の取扱い上の注意事項
4. (法定の場所における) 有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等

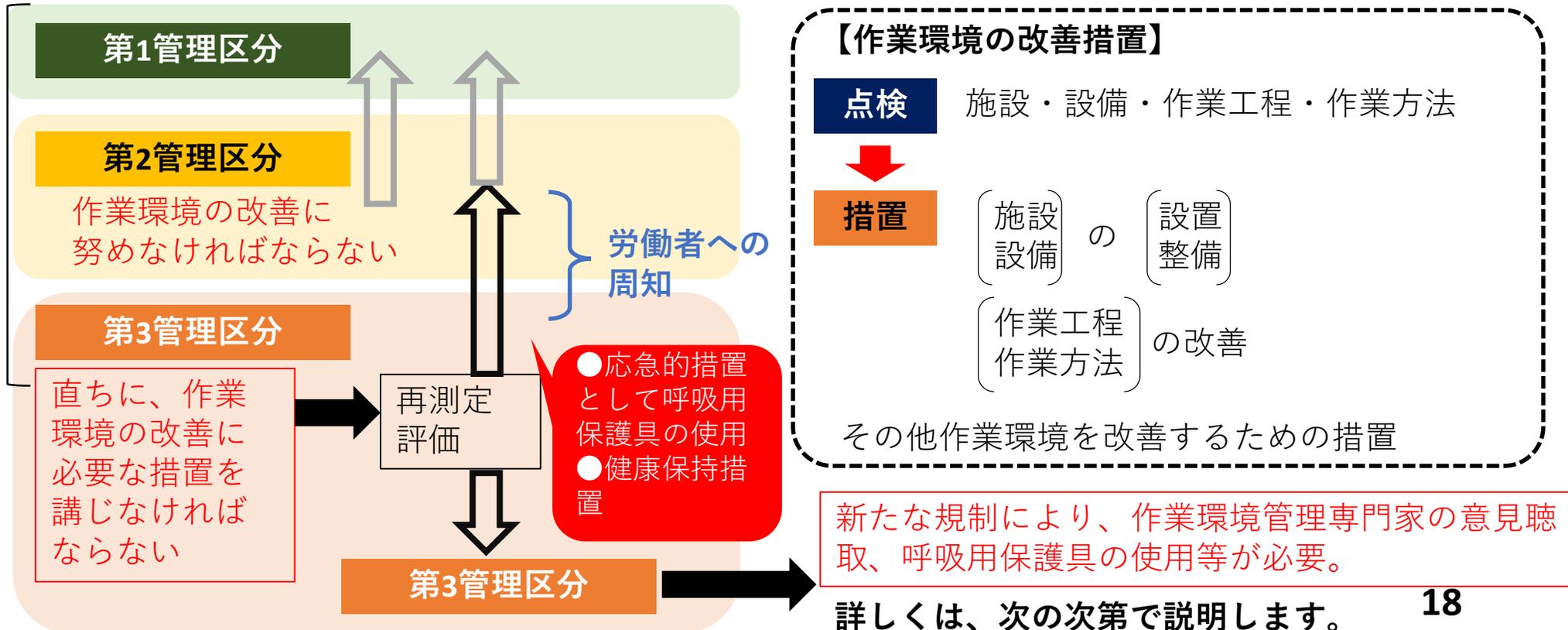
## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇作業環境測定

【安衛令第21条】 作業環境測定を行うべき作業場

- 第7号 【特化則第36条】 特定化学物質を製造、取扱う屋内作業場（6月以内ごとに1回）
- 第8号 【鉛則第52条】 鉛業務を行う屋内作業場（1年以内ごとに1回）
- 第10号 【有機則第28条】 有機溶剤業務を行う屋内作業場（6月以内ごとに1回）

#### 測定・評価



## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇特殊健康診断

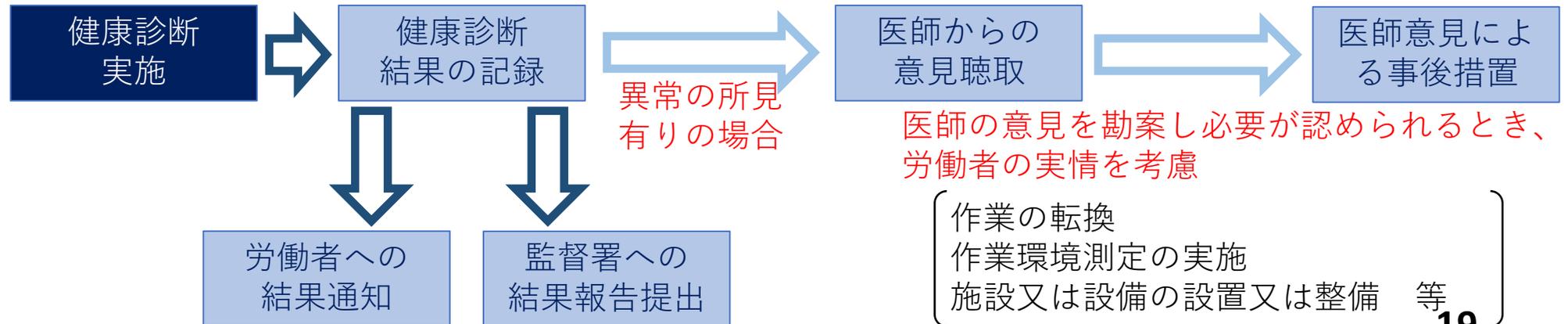
【安衛法第66条第2項・前段】 現在有害な業務に従事している労働者に実施するもの  
(雇入れの際、当該業務への配置換えの際、その後以下のカッコ内の期間以内ごとに1回)

- 安衛令第22条第1項 第3号【特化則第39条第1項】  
特定化学物質〔第1類物質・第2類物質〕の製造・取扱いに常時従事(原則6ヶ月)
- 同項 第4号【鉛則第53条】  
鉛業務に常時従事(業務内容により6ヶ月又は1年)
- 同項 第6号【有機則第29条】  
屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事(原則6ヶ月)

法改正により条件付きで実施  
頻度が緩和されました。  
(次の講義で説明します。)

【安衛法第66条第2項・後段】 有害な業務に従事させたことがある労働者に実施するもの

- 安衛令第22条第2項【特化則第39条第2項】  
特定化学物質〔主に特別管理物質〕の製造・取扱いに常時従事していた(原則6ヶ月)



## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇緊急診断等

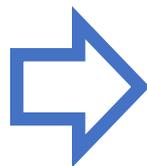
#### ●緊急診断【有機則第30条の4、特化則第42条】

有機溶剤により著しく汚染され、  
又はこれを多量に吸引したとき、

特別有機溶剤等により著しく汚染され、  
又はこれを多量に吸入したとき

特定化学物質により汚染され、  
又はこれを吸入したとき

速やかに



医師による**診察**又は**処置**を  
受けさせなければならない。

遅滞なく

#### ●診断【鉛則第56条】

鉛業務の従事期間

鉛業務に従事しなくなっ  
てから4週間以内

速やかに

腹部の疝痛  
四肢の伸筋麻痺  
知覚異常  
蒼白  
関節痛  
筋肉痛

医師による**診断**を受けさせ  
なければならない。

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇洗浄設備・洗身設備【特化則第38条、鉛則第47条 等】

特定化学物質  
製造・取扱い等  
(第1類・第2類)

洗眼、洗身又はうがいの設備

更衣設備

洗濯のための設備

鉛業務  
(対象業務)

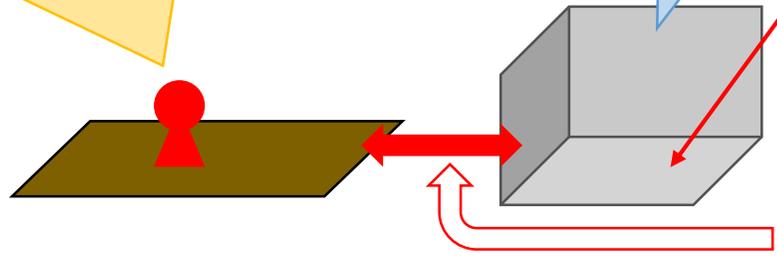
洗身設備

手洗い用溶液等

### ◇休憩室【特化則第37条、鉛則第45条 等】

特化物（第1類・第2類）作業場所  
鉛業務場所

作業場以外の場所に  
休憩室を設置



【床】

- 真空掃除機や水洗いで容易に掃除できる構造
- 毎日1回以上そうじ

【入口】

- 水を流す、又は、十分湿らせたマットを配置
- 衣服用ブラシを備える

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇特別管理物質

#### 【特別管理物質とは】

**有害性**に着目し、

**特別の管理**を必要とする物質



(有害性)

- 人体に遅発性効果の健康障害を与える
- 治癒が著しく困難



- 人体に対する発がん性が疫学調査の結果明らかとなった物
- 動物実験の結果発がん性の認められたことが学会等で報告された物

#### 特別管理物質として必要な措置

- **作業の記録**の作成、30年間保存【特化則第38条の4】
- 特化物特殊**健康診断**結果の個人票の30年間保存(通常は5年間)【特化則第40条第2項】
- **作業環境測定**の記録の30年間保存(通常は3年間)【特化則第36条第3項】
- 事業**廃止時**の記録の提出【特化則第53条】

# 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

## ◇特別管理物質

### 特別管理物質の作業記録の作成

特化則 第38条の4 (作業の記録)

事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。

- 一 労働者の**氏名**
- 二 従事した**作業の概要**及び当該作業に従事した**期間**
- 三 特別管理物質により著しく**汚染**される事態が生じたときは、その**概要**及び事業者が講じた**応急の措置**の概要

特別管理物質が人体に遅発性効果の健康障害を与える可能性があり、**ばく露状況の記録を長期間把握する必要があるため、作業等の記録を作成するとともに、30年間保存**しましょう。

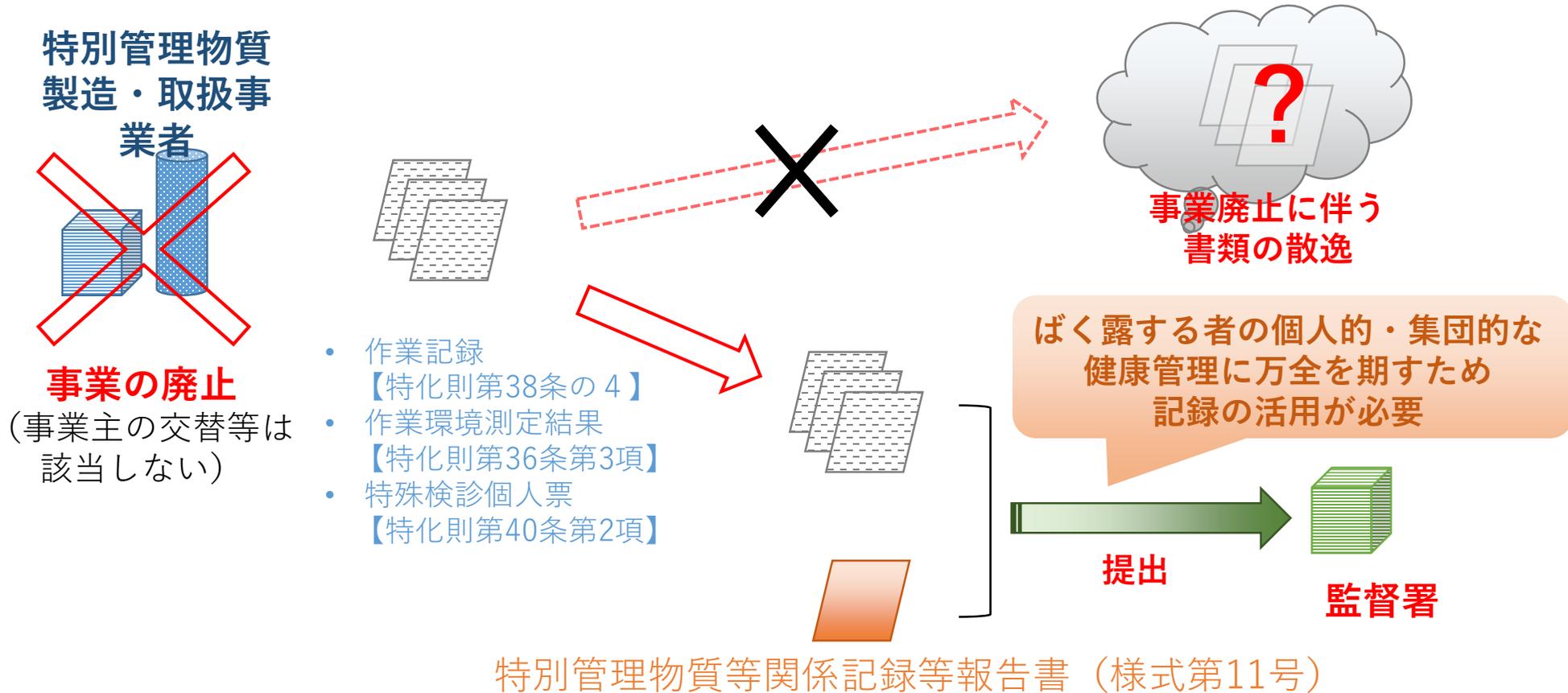
特別管理物質 作業記録				
〇〇工業株式会社 〇〇工場 令和〇年〇月分				
労働者の氏名	従事した作業の概要	当該作業に従事した期間	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
〇〇 〇〇	作業内容：金属部品の自動洗浄作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃（洗浄槽内40℃） 洗浄剤の消費量：1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分：ジクロロメタン100%含有 喚起状況：密閉設備 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	〇月〇日～〇月〇日	有り 〇月〇日 午前〇時〇分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに充填中、左足に約2リットルかかる。 水洗後医師への受診。
●● ●●	作業内容：金属部品の手吹塗装作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃ 洗浄剤の消費量：1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分：メチルイソブチルケトン10%含有 喚起状況：局所排気装置（排気量〇ml/分） 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	〇月〇日～〇月〇日	無し	

特別管理物質 作業記録				
〇〇工業株式会社 〇〇工場 労働者の氏名 〇〇 〇〇 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日				
作業年月日	従事した作業の概要	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要	
〇月〇日	作業内容：金属部品の自動洗浄作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃（洗浄槽内40℃） 洗浄剤の消費量：1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分：ジクロロメタン100%含有 喚起状況：密閉設備 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	有り 〇月〇日 午前〇時〇分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに充填中、左足に約2リットルかかる。 水洗後医師への受診。	
〇月〇日				
〇月〇日				
〇月〇日	作業内容：金属部品の手吹塗装作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃ 洗浄剤の消費量：1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分：メチルイソブチルケトン10%含有 喚起状況：局所排気装置（排気量〇ml/分） 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	無し		

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇特別管理物質

#### 事業廃止時の資料の提出



## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇特定化学設備

化学物質の漏えい防止について

危険性 (引火・爆発)

化学設備



【安衛令第9条の3】

以下の物質を製造・取扱う設備 (移動式以外)

- 危険物 (安衛令別表第一)
- 引火点が65°C以上の物 (引火点以上に限る)

有害性 (中毒・慢性疾患)

特定化学設備

【安衛令第9条の3】

以下の物質を製造・取扱う設備 (移動式以外)  
特定化学物質 (安衛令別表第三)

- 特定第二類物質
- 第三類物質

関係  
法令

①主に設備からの漏えい防止措置

漏えいの危険性大

特殊化学設備

【安衛則第4条第1項第3号】

化学設備の内、

発熱反応が行われる反応器等異常化学反応  
又はこれに類する異常な事態により  
爆発、火災等を生ずるおそれのあるもの

管理特定化学設備

【特化則第18条の2】

特定化学設備の内、

発熱反応が行われる反応槽等で、  
異常化学反応等による  
大量漏えいのおそれがあるもの

②①に加え  
計測装置、自動警報装置、  
緊急遮断装置、  
予備動力源 等

## 2 有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・鉛中毒予防規則等 (令和5年4月1日、令和6年4月1日施行分を一部除く)

### ◇特定化学設備

化学設備・特定化学設備からの化学物質漏えい防止措置（一部）

#### 化学設備（全般）

#### 特定化学設備（全般）

安衛則269	設備を腐食しにくい材料で造り、内張を施す等の措置	特化則13
安衛則270	ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部からの漏えい防止	特化則14
安衛則271	バルブ、コックのスイッチ、押しボタン等の開閉方向等の表示	特化則15
安衛則272	バルブ、コック等の材質を耐久性のあるものとする事等	特化則16
安衛則273	送給原材料の種類や送給対象設備等を表示すること	特化則17
安衛則274	作業規程を定め、これに基づき作業を行わせること	特化則20
安衛則276	定期自主検査（化学設備：2年以内毎に1回、特定化学設備：1年以内毎に1回）	特化則31

#### 特殊化学設備のみ

#### 管理特定化学設備のみ

安衛則273の2	温度計、流量計、圧力計等計測装置の設置	特化則18の2
安衛則273の3	異常化学反応等早期把握のため 自動警報装置を設置すること	特化則19②
安衛則273の4	異常化学反応時の原材料送給遮断、製品等放出、不活性ガス・冷却水送給装置	特化則19の2
安衛則273の5	予備動力源の備え付け	特化則19の3

ご清聴ありがとうございました